

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午前 10 時 55 分

○議長（茅沼隆文）

引き続き、一般質問を行います。

それでは、5 番、前田せつよ君、どうぞ。

○5 番（前田せつよ）

5 番議員、前田せつよでございます。通告に従いまして、2 項目の質問をいたします。

1 項目、元気なまちづくりのためにキャラクター（ゆるキャラ）を使ってさまざまな事業展開を。

開成町の公用の封筒には、町役場の電話やファクスの番号などと一緒に、「あじさい」「しいがし」が、挿絵で掲載されております。町の花「あじさい」は昭和 52 年に制定され、町の木「しいがし」は昭和 48 年に制定されております。

キャラクターの「あじさいちゃん」と「しいがしくん」は、現在のところ町の広報誌の表紙に小さく載っているのと、町のイベントでございます「あじさい祭」などで着ぐるみの姿を目にするぐらいでございます。しかし近年は地域発のキャラクターが市民権を持っているかのように、企業は元より県・市・町・村の PR や商品展開によりその存在を内外にアピールをしております。

熊本県の営業部長の肩書をもつ観光 PR キャラクターの熊の「くまモン」は、さまざまな事業展開をして、全国に多くのファンを持つ人気者として定着しつつあります。近隣を眺めますと、南足柄市のキャラクターである金太郎の「よいしょくん」は、親善の大使として金太郎ふるさと大使ということで大活躍をしております。それはさまざまなグッズ展開がなされ、その中には、ピンバッジなども販売されて好評とのことでございます。

そこで質問といたしまして、①町がイメージキャラクターを確立し、商品化などを進めることは、価値的であると考えます。このことにつきまして、どんなご所見をお持ちでしょうか。

②町として「ゆるキャラ」のプロジェクトチームを町内外の人材で立ち上げてみてはどうかでしょうか。

以上、壇上にての質問とさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、前田議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、ゆるキャラ、ゆるいマスコットキャラクターを略したものであり、各種のイベントや、キャンペーン、町おこしなどで着ぐるみや、関連グッズなどに広く使用され、また、全国的なゆるキャラグランプリが開催されるなど、近年、人気を博していることはご承知の

とおりであります。

各地のゆるキャラの誕生の経緯は、さまざまありますが、開成町でも、平成17年の町政50周年の機会に、町内在住の方にキャラクターの作成をお願いして、あじさいちゃんとしいがしくんが誕生いたしました。町では、特に、あじさいちゃんとしいがしくんをゆるキャラとして意識しているわけではありませんが、現在では、町広報紙を初めとした刊行物に使用されるほか、着ぐるみもつくられ、あじさい祭などで活躍するなど、町内外のお客様に好評を博しております。あじさいちゃんとしいがしくんの積極的な活用ですが、昨年、あじさい祭と阿波おどりが、ともに25回目の節目を迎えたことから、記念事業を役場内で募集したところ、町の公式キャラクターとして任命し、関連商品の製作、販売を行ったらどうかという意見が出ました。この場合には、町が著作権を得て、製作、販売方法や、売上げの扱いなどを検討する必要がありますので、著作権をお持ちである作者の方にお考えを伺ったところであります。その中では、既に公式キャラクター的に使用されており、今回、改めて任命する必要はないのではないか。町がグッズを作成することについて異存はないとの回答をいただきましたが、企業が販売するようなケースが発生しない限り、基本的には今までどおり扱いたいとの意向であり、著作権を町に譲っていただく結果にはなりませんでした。

一般的にキャラクターの商品化には、著作権者とグッズ作成事業者、自治体等の間で権利関係や、売上調整など、複雑な問題を解決する必要があります。自治体が直接グッズを作成し販売することは現実的ではありませんので、実態は自治体や観光協会、イベントの実行委員会などが著作権を持ち、グッズ作成事業者とライセンス契約を結ぶことが多いと思われます。

町としては、今後ともあじさいちゃんとしいがしくんを積極的に活用していくために、できれば町が著作権を譲り受けたいと考えており、改めて機会を捉えて、作成者とお話をさせていただきたいと思っております。

また、あじさいちゃんとしいがしくんの活用方法は、今後ともいろいろ考えられます。アイデアを出していくだけではなく、課題や問題点などを整理することも必要と思われますので、ご提案のプロジェクトチームの組織化も含めて、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田せつよ君。

○5番（前田せつよ）

ただいま町長から最初にご答弁をいただいた中で、あじさいちゃんとしいがしくんの誕生の経緯を伺ったところでございますが、私も県内の幾つかの市区町村に参りまして、それぞれのキャラクターが数多くございますが、その経緯をお話ししたと聞いたときに、大変に興味深く、すばらしいなと思ったところがありましたので、ちょっとご紹介をさせていただきます。

厚木市のキャラクターで、あゆコロちゃんというキャラクターがございまして、ころころしている豚の上に、頭のところにアユが載った形のキャラクターでございます。それを厚木市でキャラクターをつくろうという話が出たのは、総合計画の中に、厚木市シティセール推進指針という、総合計画の中の枝葉の部分で出ていた中で、それはキャラクターを使って、町の活性化を図ろうじゃないかという総合計画から発生したキャラクターだそうでございます。

そして、誕生の経緯も、全国に公募をするのではなくて、厚木市在住、在学、在勤の方を対象として公募をされたそうでございます。８５１体のものが集まりまして、そして、８体に委員会で絞り込んだそうでございますが、その８体に絞り込まれた時点で、担当課の課長さんがおっしゃるには、住民に広く周知されて、どこが決まるのだろうかという形で、心待ちにあゆコロちゃんが誕生したそうでございます。

また、私が、以前厚木市に心のメンタルヘルスの件でお尋ねしたときに、その自殺予防対策のグッズの一番の表紙に、色つきのあゆコロちゃんがございまして、自殺のストップをかけるために、本当に住民が手にとりやすい形でキャラクターが使われているということで、大変に陰につけ、陽につけ、キャラクターの存在というのは重要視できるのではないかなということを強く感じたところでございます。

また、南足柄におきましても、先ほどお示しさせていただいた金太郎のよいしょくん以外にも８体、町のキャラクターがございまして、観光協会と町が両方が権利を持って、ビニール袋といいますか、それに８体を含んだ中の最優秀の３体が袋に印刷をされて、観光に一役買っているということでございます。ですので、あじさいちゃんとしいがしくんを尊重しつつも、新たなキャラクターの開発が必要ではないのかなというところで考えるのでございますが、その点、いかがでございましょうか。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

それでは、お答えさせていただきます。あじさいちゃんとしいがしくん、誕生の経緯は町長が答弁したとおりでございます。

したがいまして、現在、あじさいちゃんとしいがしくんが、町の公式的なキャラクターになっているというふうには町側としては認識していないところです。ですから、そうは言っても１７年に策定以降、７年間にわたりまして、いろいろな場面で登場している。また、マスコミからも開成町ではそのようなキャラクターはないのですかと言われた場合には、いや、あじさいちゃんとしいがしくんがございましてよということでご紹介をしているということで、これは事実上、町のキャラクターとして使われていると、それは大事にしなければいけないというふうには思っています。

基本的には、今のあじさいちゃんとしいがしくんを活用する形で、町長の答弁に

もありましたように、作者の方にぜひ譲っていただきたい。今後、活用のために、フリーの状態にさせていただきたいというお話をさせていただきましたけれども、なかなかそういうような結論にはならなかったということです。ですから、それを大事にしつつも、今後考えていく中で、新しいキャラクターを考えてもいいんじゃないかというようなことは考えられると思います。

また、二、三年後、町政の60周年あります。ですから、そのような機会に、先ほど議員がおっしゃられたように、新しくキャラクターを考えたほうがというふうなお話があれば、その検討の中で、新しいキャラクターをつくっていこうというお話が、もしかしたら出るかもしれません。ただ、今のところ、あじさいちゃんとしいがしくんという、もう使われているものについては最大限尊重していきたい。これが基本的な考え方とそう思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田せつよ君。

○5番（前田せつよ）

先ほど著作権の問題が出たところでございますが、南足柄市としては、著作権はいただいていない状態で、ただ、権利を市と観光協会が持っているという現状だそうでございます。

厚木市に関しましては、著作権はいただいたんだけど、人格権というのがキャラクターにはございまして、著作権とか商標登録を全ていただいても、人格権というのは動かしがたいもので、国内を見ても、それは作者がずっと握っているものだということでございまして、本当にキャラクターの扱いには神経を使われる部分も多くあるのかなというふうに、お話を聞いて、思っただけで帰ってきたところでございます。

先ほど町長の答弁の中で、販売するようなケースが発生しない限り、現在、あじさいちゃんとしいがしくんを提供した方は、どんどん使ってもいいよというふうなお話だったわけですが、やはり町の活性化を考えますと、商品として売り出すということも、今の時代、必要ではないかなというふうに考えております。

南足柄の一昨年の事例でございましたが、7カ月で2万円の観光協会が、金太郎のよいしょくんのグッズだけで収益を得たのが、7カ月で2万円ということであったそうですけれども、翌年は40万円の収益があったということで、本当に期待できるものですよということで、また、今もどういうキャラクターをつくって、商品にしようかと、作者の方のご許可をいただきながら、南足柄市さんもやっているところだそうです。

また、湯河原町のゆたぼんファイブというタヌキが5匹おりまして、2月、3月と神奈川新聞に2回掲載されて、湯河原町がPRをされていたわけですが、そのタヌキが、みかんを好きなタヌキと湯河原でサーフィンをするタヌキということで、5匹いるという設定でございます。湯河原町さんは、2月上旬の時点で、

着ぐるみがつくられていないという状況ではあるんですけども、作者が町の職員であるという状況ではございますが、商品化をしてクリアファイルになったり、切手になったりということで、大きな形で事業展開がなされている。切手に関しましては、先ほど来から紹介をしております、あゆコロちゃんは2年続けて一昨年から切手になっているそうでございます。また、足柄の金太郎のよいしょくんも切手になっているということで、本当に今このブームにしっかりと乗って収益を上げるという取り組みが、商工会との絡み云々とか、いろいろ考えられると思いますので、費用対効果、また町のPRにご尽力いただけないかなと思うところでございますので、60周年の町政、あと2年後ではございますけれども、早いうちから新たなキャラクターを町民を挙げて、本当に子供を産むような思いで、キャラクターを町で産み育てるような形の展開をと思うのですけれども、ご所見はいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

お答えいたします。ただいま、議員からご紹介をいただきました。大変参考になるお話だと思っております。

ただ、私も考えますに、最近のゆるキャラブームといいますか、キャラクターブーム、大変激戦区でございます。聞いたところによりますと、一昨年のゆるキャラグランプリのエントリーは860ほどだったそうです。また、ご当地のキャラのホームページもあります。ここに登録されている数など、1,800だそうです。こういう中で売り出していくというのは、かなり難しいものだと思えます。と申しますのも、例えばご紹介いただいた、くまモンについてもそうですし、かつて人気が出ていたひこにゃんみたいな、そういうのもございますが、その手になりますと、マスコット、キャラクターという枠を超えて、完全にプロのマーケティングになってしまっている。いわばゆるキャラという形を使っている、あるいはブームを利用した完全なプロの動きだと、私は思っています。

ですから、恐らく開成町がこれを使ってやるとすると、単にキャラクターをつくってどうのこうのということではなくて、それこそ厚木がやったように、シティセールスの関係から、開成町というようなネームバリューをどう上げて外から来ていただく人を増して、あるいは南部開発に伴って、住んでいただく方を増して、そういうふうな全体を考えた上でキャラクターをつくっていかうかと、そういう判断になろうかと思います。

キャラクターにつきましても、それに限らず、シティセールスとか、あるいは町の売り出しの関係というのは、いろいろございます。例えば、ご当地のアイドルみたいなものもありますし、先ほどの金太郎のほうもありましたけれども、ご当地のヒーローみたいなものもあります。湯河原のゆたぼんファイブも多分そうだったと思います。あるいはアニメや漫画で、その土地が使われて、ちょっと興味を持った方がその場に出向いて、そこがそのロケになったところだとか、あるいは漫画に使わ

れたところだとか、そういうようなことをやっているという話も伺っています。

ですから、開成町にとって、どのようなものが一番いいのか、そういうものを全体で考えた中で、キャラクターをそこでつくって、売り出していこうという判断になるのかどうか。そこら辺はやはり考えていかなければならない。単なるつくってどうのという形には、私はならないのではないかというふうに考えています。

ですから、先ほどの繰り返しになりますけれども、確かに60周年に向けて、町の盛り上げは必要だというふうに考えておりますので、そのところでキャラクター、確かに一朝一夕にできるものではございませんので、ある程度の準備が必要だと思いますので、その点を含めて、考えてみたいと考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

前田せつよ君。

○5番（前田せつよ）

今、ご答弁いただいたように、やはり大切に育むという思いで、我が町はどういう切り口で展開をしていくのが一番望ましいのかということを考えていただけるというご答弁だったと思います。2年後に60周年があるわけでございますので、その点、今から楽しみながら、キャラクターづくりに町内外の方、プロジェクトチームというものを大切に立ち上げて、検討会、また、目標に向かって、実質動いていただきたいなというふうに思います。

シティセールスの件でございますが、やはりキャラクターもそうですけれども、それに付随する形でソフトな面、空気感というところで、その町の色とか、においとか、風とかというようなフレーズも、最近よく耳にするところでございますので、本当に町長がよくおっしゃいます北部の自然、そして発展が著しい開成駅周辺、そういう本当に素晴らしい土地を持っております開成町は、それにしっかり具体的なイメージを持った形でキャラクターとともに検討を重ねていただきたいと思います。

話が前後いたしますけれども、ゆるキャラ、キャラクターという、答弁にもありましたけれども、あるところでは見ただけで顔が緩む。それによって癒しになる。ストレスもそれでとれていく。現在、国内を眺めましても、かわいいという言葉が老若男女の褒め言葉になるのではないかという形で、本当に重要視されている世情でございます。やはりイメージキャラクターは町民に愛される。また、愛きょうのあるかわいらしさを持って、何よりも開成町を愛しているんだというものであってほしい、また、それをみんなが手軽に身に着ける、手に入れるというような構想も持っていただきたいという要望が、私の今の中で生まれているものでございます。

早速、2年後に向かって、活動展開されるであろうということで、楽しみにさせていただきますと思いますが、ご検討いただけるということでもよろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

お答えいたします。町長の最後の答弁にありましたように、町内外の方、町外はどうかというのはちょっとありますけれども、町民の方を含めてアイデアをいただいて、とりあえず役場の中で関係課を集めて、どのような形で考えられるのかどうか、今後進めていけるのかどうか、検討はしたいなというふうに思います。

また、議員さんが愛されること、あるいは愛きょうを持って、手軽に身に着けられるということを言われたのですけれども、ゆるキャラという言葉自体、漫画家さんがつくった言葉らしいのですが、その条件がどうもネットで見ますと、郷土愛に満ちあふれた、強いメッセージ性があること。二つ目が、立ち居振る舞いが不安定かつユニークであること。三つ目が、愛すべきゆるさを持ち合わせていること。そういう3カ条があるそうでございます。その二つぐらいは、今、議員さんがおっしゃられたことと、まさに一致すると思います。

ただ、最後の手軽に身に着けられるのかどうかというのは、先ほどのグッズの作成に係る面でございますので、今後の考え方によるのかなと思います。議員さん、やっていただけるのかというお話ですので、検討してまいりたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

前田せつよ君。

○5番（前田せつよ）

ご答弁いただきまして、3番目の項目のことについては、検討いただけるということで、先ほど、答弁の中でゆるキャラグランプリの順位のことを話されていましたが、低い順位でいるところ、確か後ろから2位だったかあれですけれども、友人に電話をすることがありまして、そうしましたら、あれは勝手に順位をつけていると、うちの住民たちとしては、人が何と言おうとうちの住民が生み出したものだから、文句は言わないということを力強く、電話口で申しておりました。本当に町民とともに築く町の活性化、それから事業展開に大きく、今、一般質問させていただいた事柄が発展して、町民に有益となるような形で展開されることを期待いたしまして、1項目の質問を終わりにさせていただきます。

2項目の質問をさせていただきます。

「成年後見制度」を町民にさらに周知する必要があると思うが。

高齢化社会の中で元気な高齢者も大勢いらっしゃいます。介護が必要な方々は増加し、老老介護の世帯も増えているのが現状でございます。また、私の友人でございますが、町内で知的障害のお子さんを持つ方から、「今は私は元気ですけれども、年を重ねるたびに、私がいなくなった後が心配で、体力的に子供の世話ができなくなったりすることを考えると本当に朝晩不安です」との深刻な声を耳にしております。誰もが年をとり、今までできていたことができなくなる。それは避けられないことでございます。生活上の体力や認識、そういうものの判断をする能力も同時に衰えを実感することも多く感じる方々もいらっしゃると思います。

しかし、できる限り我が家で生活を続けて、認知症などの病気になっても困らないようにしておきたいというのが多くの人々の切実な気持ちです。そのような状況

になったとき役立つのが「成年後見制度」です。

そこで四つの項目について、質問をいたします。1、「後見制度」の概要を町民に知らせる方策の現状はいかがになっておりますでしょうか。

2、認知症等になった後の生活を自己財産によって支える法律、すなわち「成年後見制度」を講座などで啓発してみてはいかがでしょう。

3、町民が、「後見制度」を利用するにあたり、町の助成として今、何が考えられ、実際にあるのでしょうか。

4、「後見人」に町長になるような思いで、家庭裁判所に申し立てをする場合の条件を町の広報やホームページなどで町民に周知するなどのお考えはございますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

今回のご質問は成年後見制度ちょっと難しい部分もありまして、町民の皆さんにも、余りなじみのない制度でありますので、まず。

○議長（茅沼隆文）

町長、登壇して、答弁お願いできますか。

○町長（府川裕一）

答弁じゃなくて、今、お願いをしているところです。お手元の資料に沿って、担当課長にその制度の概要について、先に説明をさせていただいてから、答弁したいと思います。では、担当課長から先に。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

それでは、説明をさせていただきます。お手元にございます。一般質問の答弁関連資料の4ページ、5ページをごらんください。今、質問されています、成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が財産管理や契約を結ぶといった行為を行う際に、その病状により自分で判断できない場合があると、そのようなときに、介護保険の福祉サービスの利用契約や、本人の財産管理を本人にかわって行う人、これを成年後見人と申しますが、を家庭裁判所が選任する制度でございます。

制度の種類といたしましては、表にございますように、成年後見制度は大きく分けますと法定後見と任意後見がありまして、法定後見において、判断能力の段階によって、常時判断能力がないのが後見、ほとんど欠けている場合は保佐、不十分なときがある、しっかりしているときもあると補助ということで、それぞれ成年後見人、保佐人、補助人ということで、これを成年後見人等と書いてございますけれども、そのようなものがございます。

まず、法定後見のことで説明しますと、最初に申し立てが必要です。申し立てできる人は本人、配偶者、四親等内の親族、そして市町村長になってございます。申し立てには、本人の生活状況、精神状況など各申立理由を書いたものに加えて、医師の診断書や戸籍謄本等を最寄りの家庭裁判所に提出して、申し立てると。申立費用につきましては、申立手数料、登記手数料、戸籍謄本の取得、あるいは登記事項証明書、これには約一、二万円かかります。そして、診断書には、お医者さんによって違いますが、数万円かかるということでございます。そして精神鑑定、これは場合によって入る場合がありますけれど、精神鑑定には約5万円ぐらいかかるということで、あわせていくと10万円前後の費用がかかるということでございます。申し立てをしますと、家庭裁判所が審査をいたします。この期間が約三、四カ月がかかっているという状況です。成年後見人の決定は、家裁が親族、弁護士、社会福祉士、適切な方を選ぶものでございます。

5ページの4行目、市町村長による成年後見申し立ては、身寄りがなくて、あるいは虐待を受けているということで、親族の協力が得られない場合には、町長が後見を申し立てる場合もございます。

任意後見につきましては少し制度が違いまして、判断能力が十分なときに、任意で自分で後見人を見つけておくということで、任意後見、受任者と言いますけれども、それを公証役場において、任意後見契約書という公正証書をつくってやっておくと。その後、本人の判断が十分でなくなったときに、家庭裁判所に任意後見の監督人というのを申し立てて、決定していくものでございます。

最後に相談場所として、最初に挙げてある開成町地域包括支援センター、高齢者につきましてはここが周知をしたり、相談を受ける場所になってございます。また、開成町福祉課においては、障害者を中心に向けていくものという形になっています。連携してやってございます。

説明は簡単ですけど、以上です。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

担当課長から説明がありましたので、町長答弁をこれからさせていただきたいと思います。

一つ目の方策の現状について。近年、この成年後見制度がクローズアップされてきているのは、人口の高齢化の進展とともに、加齢や認知症等により判断能力の低下等が引き起こされ、自分のお金や自宅の管理、あるいは福祉サービスの利用手续がうまくできなくなったりして、困っている方が増えているためです。さらに判断能力の低下に加え、家族などのつながりの希薄化、地域における社会的孤立で、振り込め詐欺などにより、本人の財産が狙われやすい状況も考えられます。そのような状況において、開成町や開成町社会福祉協議会等の窓口での相談体制の充実や、町民の財産や権利を守る成年後見制度の普及とともに、地域で安心して暮らすこと

ができるよう、地域の福祉力の向上を図ることが、自治体に取り組むべき課題となっております。

成年後見制度の普及啓発及び相談については、高齢者に対しては、介護保険法に規定されている地域支援事業で、地域包括支援センターの業務と位置付けられています。

町としては、平成24年度から開成町地域包括支援センターを開成町福祉協議会に委託しておりますが、お互いに連携を図りながら取り組んでおります。

障害者に対しては、障害者自立支援法に規定されている地域生活支援事業の中で、町の責務として位置付けられています。障害福祉の窓口において、随時普及啓発に取り組んでおります。

ここ4年間では、広報かいせいへの掲載や、講演会等による町民への周知を実施しております。高齢者に対しては、開成町居宅介護支援事業者連絡会において、介護支援専門員における成年後見制度に関する講演会を実施をいたしました。居宅介護支援事業者連絡会とは、開成町の要支援や要介護のケアプランを策定している居宅介護支援事業所が集まり、介護保険制度の周知、情報交換を実施している場所です。

今年度の連絡会では、認知症高齢者、家族の身近な相談役を担っている介護支援専門員に対する研修会として、県社会福祉協議会の職員から成年後見制度について講演していただきました。

二つ目、成年後見制度については、先ほどの資料にも掲載しておりますが、認知症等の理由で判断能力が不十分、または常に欠けている状況になってしまった際に、介護等の福祉サービスの利用契約や、本人の財産管理を本人にかわって行う後見人等を家庭裁判所が選任する制度であります。町民である親族の方が申立人になる場合、また、後見人にも弁護士等の専門職の方だけではなく、本人の世話や介護を行っている親族が選任される場合も多くあります。

平成22年には、町と社会福祉協議会と共催で、広く一般町民を始め、介護している家族の方を対象に、権利擁護の講演会を実施しております。

三つ目の質問です。町民の方が、成年後見制度を利用するに当たっては、まず申し立てを家庭裁判所に対して行います。申し立てのできる人は、本人、配偶者、親族等、四親等以内の親族、あるいは市町村長等に民法で定められています。民法上、本人や配偶者、四親等以内の親族がいない方、または配偶者や四親等以内の親族から虐待を受けているなどのやむを得ない理由のある方は、市町村長が申し立てをすることができます。申し立てには、申立手数料や精神鑑定料などの費用がかかります。申立費用については、本人ではなく、申立人が負担することが原則となっております。そのため、本人に収入や貯金等がなくても、申立人に収入や貯金等があれば、費用の助成対象とはなりません。開成町では、成年後見制度利用支援事業として、申立費用及び後見人の報酬の助成を実施しております。

助成を受けられる方は、生活保護を受けている方や、申し立ての費用の助成を受

けないと、申し立てを行うことが困難な方と町長が認める場合であります。

4 番目、成年後見制度の普及啓発について、十分ではないと考えております。今後町としては、開成町社会福祉協議会、また、地域包括支援センターと連携して、成年後見制度や法定後見及び任意後見、町長が申し立てとなる法定後見について、広報紙、ホームページ掲載、講演会、研修会で普及啓発を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（茅沼隆文）

前田せつよ君。

○5 番（前田せつよ）

大変に難しい制度と、最初このご説明を聞かれた皆様が思ってしまうのではないかと危惧するところでございます。

しかし、私が県内の幾つかの後見制度の講習会に参加した折にいただいた自治体独自のリーフレットを、1 コマご紹介させていただきますと、例えば、一人でアパートを借りたい。でも、いろいろな手続をするのが心配だ。誰か手伝ってくれないかな。後見人制度の表紙に三つの例がありまして、そういう人はぜひ来てくださいという形で、かなり敷居を下げた形で、このパンフレットを手にしたところでございます。

平成23年1月から12月まで、最高裁判所の事務総局、家庭局統計資料をいただくことができまして、その実態の推移を見ますと、成年後見制度の利用は、年々増加の傾向にある。そしてまた、成年後見制度は、高齢者だけが利用している制度ではない。また、成年後見制度の利用目的は、必ずしも多額の財産管理には限られない。むしろ成年後見制度の定着によって、わずかな財産でも、後見人による管理を要したり、成年後見による施設入所契約が必要となる場面が増えてきていますということでございます。

そして、先ほど答弁の中にございました、町長が申立人になるというような事例につきましても、今のところ、その資料を見ますと、後見制度を使いたいということで、対象者のお子さんが今のところ最も多く、全体の37.6%を占めているというグラフでございます。ただし、急速に伸びておりますのが、市区町村長が申し立てたのは3,680件、全体の11.7%、前年比に比べて10.3%、1割の勢いで1年たつと1割以上、前年対比約18.4%も増加になっているということで、ますます市区町村長の申立人となって係る事例も増えていくのだなと感じたところでございます。

そこで今、2項目の中に、しっかりと町民に対して、普及啓発する必要があるというお答えをいただいたわけですが、具体的に今後、どのような展開を考えていますでしょうか。その点、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ご質問にお答えします。基本的には、広報、ホームページという答弁がありましたが、やはり今後は、講演会や、あるいは過去にもやってございますが、介護を必要な方を抱えている家族の方、また、研修会という形のものをしていかないと、というふうに思っております。

広報とか読み物ですと、成年後見制度、ああ、難しいなという先入観だけで読まなかったりして、なかなか伝わっていかないという現状がございますので、広域的にも、講習会をやっていこうなんていう方向性もございますので、町単独でやるのも含めて、そのようなことを進めてまいりたいと。

また、先ほどありましたように、地域包括支援センターという部分が高齢者という部分でやってございますので、社会福祉協議会に委託して、まだ1年目でございますけれども、そこら辺をしっかりと連携してやるような形をし向けていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

後見制度の関係ですけれども、今の話については、後見される方というのですか。対象となる方について中心にお話を展開しているわけですが、これは一方で、相手が後見人になっていたりすると契約が結べなかったり、破棄になっちゃったりしますので、そういった方も保護しなければいけない。そういったところは戸籍とか、住民の窓口でも必要ですから、そういうところにもパンフレットを置いたり、周知が必要だと考えています。

○議長（茅沼隆文）

前田せつよ君。

○5番（前田せつよ）

今、課長の答弁をいただきましたように、文字だけではなくて、講演会という形で、小田原で行われた二部形式で後見制度の講習会が行われて、講談師の方が物語仕立てで一部を行い、二部になって、制度的な基本的なものをお話ししたということでございました。

また、大井町さんにおきましては、うちと違いまして、地域包括支援センターはまだ直営でございますが、やはり一部は町民を対象にした形で、そこを主にして、その後、二部では専門のケアマネジャーさんの講演会が行われたということでございます。大井町さんでは、2月20日でしたけれども、50名の参加だったということでございます。

また、3月の初めに南足柄市さんでも、市と社協で開催されたものでございますが、やはり二部形式で、専門の方と社会福祉士さんと弁護士さんというふうに私は記憶しているんですけれども、当初、社協の理事の方は40名ぐらいかと思っておりますとおっしゃっていたんですけれども、次から次へとお見えになって、何と70名の

参加がありました。そして、住所等を見ますと、先ほど広域という話がありましたけれども、2市8町のエリアから70名の方が真剣に聞かれていた姿がございました。

また、既存のリーフレットは県内でどんなものがあるのかなと思ひまして、私、あちこちの庁舎の窓口に行きまして、リーフレットを見ておりましたら、南足柄市と小田原市のところで、税理士会の発行のリーフレットが目にとまりまして、どうぞ遠慮なくお電話してくださいということで、実際にお電話をさせていただきました。税理士会もおくればせながら、行政の皆様、ボランティアの精神を忘れずに成年後見事務に携わるように頑張っていきたいということで、東京地方税理士会の成年後見支援センター長の辻村様という方からご丁寧なご回答や、成年後見制度の必要性を訴えたお手紙も頂戴したところでございます。

本当に後見人制度というのは、特別な方々の特別な制度ではないということを、まず町民に捉えていただく。そして、やはり有意義でわかりやすい講演会、講習会、相談会等をシリーズ化して開くことが大事ではないかなというふうに思います。

総括的なまとめの私の思いでございますが、それについて、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。今のご質問の中で、講談師とか、いろいろな専門職、いろいろな角度から話していくというようなアイデアを教えていただき、ありがとうございます。そういうふうなことも一応情報としてはわかっております。実際、今、後見をしている方で一番町がかかわっていくところは、介護保険を使おうと思ったときに、はい、契約してやってくださいと言ったときに、本人にその能力がないということで、介護保険をスタートしたくてもできないということ。まさに切羽詰まった部分で出てくると。確かに財産がうんとあって、そういうものが心配だという方もいらっしゃるようですけれども、やはり町にかかわってくる部分は、財産というよりも、介護保険を使う契約さえできないということが出てきておりますので、いろいろな方法を使って考えていかなければいけないのかなと。

町では、毎年、家族介護教室ということの中で、権利擁護とか、後見人のこともやってございますので、そういうところも拡大をしていきたいというふうに思います。

○議長（茅沼隆文）

前田せつよ君。

○5番（前田せつよ）

実際、現場では法定後見のほうが先んじて、やはり切羽詰まった形でかかわっていただくということが、ご答弁でわかりました。また、財産は少なくとも、ご自分がしっかり意識を持っても、後見制度は転ばぬ先のつえということで、今は元気な方々でも、こういう制度があると前もって知っていただくと、両輪まではいか

ないけれども、ちょっとずれた形でも構いませんので、工夫を凝らした形で、町民の幸せと権利を擁護するためにも、後見制度についての啓発の事業を町としても行われていくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

これで前田せつよ君の一般質問を終了いたします。

なお、ここで暫時休憩いたします。再開を１３時３０分といたします。

午前１１時５０分